|  |
| --- |
| **「2025年日本国際博覧会****災害時等対応マニュアル等策定支援業務」**  **公募要領** |

1. **業務の名称**

2025年日本国際博覧会　災害時等対応マニュアル等策定支援業務

1. **業務の趣旨・目的**

2025 年日本国際博覧会（以下「万博」という。）において、公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）では、来場者やVIP、万博に関わる全てのスタッフ等が安全・安心して万博に来場していただくための環境を整えることが重要と考えている。

本業務では、万博開催期間中（テストラン・開幕式含む）の災害時等、有事の際に、「協会職員」「協会雇用スタッフ」「参加者」「警備員」等が、適切に対応することができるよう、事前対策から発生時の措置、発生後の対応まで、専門的な知見から、マニュアル（一部、ガイドライン）等の策定に向けた支援を受けることを目的とする。

1. **業務の概要**

別添「2025年日本国際博覧会　災害時等対応マニュアル等策定支援業務」仕様書のとおり

1. **契約上限金額**

14,261千円（税込）

1. **契約期間**

契約締結日から1年間

1. **スケジュール（予定）**

2023年10月18日（水）　公募開始

2023年10月24日（火）　守秘義務誓約及び仕様書提供申込締め切り

2023年11月1日（水）　　質問受付締切

2023年11月７日（火）　 質問に対する回答

2023年11月20日（月）　応募書類提出締切

2023年12月中旬　　 選定委員会

2023年12月下旬　　 結果通知

2024年１月初旬　　　 契約締結、業務開始

2025年１月初旬　　　　業務完了

1. **公募参加資格**

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。（※（５）は共同企業体として有していればよい。）また、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。

（１） 次の①から③までのいずれにも該当しない者であること。

① 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 （平成3年法律第77号）第32条

第1項各号に掲げる者

（２）主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（３）消費税及び地方消費税を完納していること。

（４）経済産業省又は大阪府若しくは大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

（５）次に掲げる履行実績のいずれかを満たすこと。

　　　以下①②③④に係る警備若しくは防災（避難等）の計画やマニュアル策定業務の経験を有すること。

① BIE の承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会。

② 国際的大規模イベント。

③ 国内の大規模テーマパークや商業施設等。

➃　上記の実績に相当するもの。

（６）共同企業体に係る事項

①　業務形態

構成員の分担業務は協定書において明確にし、一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないようにすること。

②　代表者要件

代表者は指名を受けた企業とし、協定書においても、その旨を明らかに規定すること。

1. **応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおり。

上記「７.公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

（１）公募要領及び様式等の配布

* 1. 配布期間

2023年10月18日（水）から

* 1. 配布方法

協会ホームページ「契約情報：2025年日本国際博覧会　災害時等対応マニュアル等策定支援業務の公募について」からダウンロードすること。郵送による配布は行わない。

※仕様書は守秘義務誓約及び仕様書提供申込書（様式１）提出後に電子メールにて配布。

　（２）守秘義務誓約及び仕様書提供申込

1. 申込受付期間

2023年10月18日（水）から2023年10月24日(火)

※土曜日、日曜日を除く10時から17時まで（12時から13時を除く）

1. 申込及び提供方法

ア　電子メール（送信先：[kikikanri@expo2025.or.jp）により申込の受付及び仕様書の提](mailto:kikikanri@expo2025.or.jp）により申込の受付及び仕様書の提)　供を行う。

イ　「件名」の初めに「【仕様書提供申込】災害時等対応マニュアル等策定支援業務」と明記し、守秘義務誓約兼仕様書提供申込書（様式１）に記名・押印のうえ、PDFにしてメール送付すること。また、電子メール送信後電話にて着信の確認を行うこと。

（電話番号：06-6625-8662）。

ウ　電子メールによる送付後、押印済み原本を下記の宛先へ郵送により提出すること。

　　※郵送による提出は2023年10月24日(火)までの消印のあるものを有効とする。

　宛先：〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16　大阪府咲洲庁舎43階（受付）

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 危機管理局危機管理部危機管理課

（３）提案書類の受付

1. 受付期間

2023年11月７日（火）から2023年11月20日（月）まで

※土曜日、日曜日を除く。10時から17時まで（12時から13時を除く。）

1. 提案書類の提出方法

ア　下記受付場所に持参又は郵送により提出すること。

郵送は、2023年11月20日（月）までの消印があるものを有効とする。

提出の際は、併せて必ず受付期間中に電子メールで応募書類のデータを送信すること。

（送付先：[kikikanri@expo2025.or.jp](mailto:kikikanri@expo2025.or.jp)）

また、電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

イ　　受付場所

公益社団法人２０２５年日本国際博覧会協会 危機管理局 危機管理部危機管理課

（担当：西岡、小野）

住所：〒559-0034

大阪市住之江区南港北1丁目14-16　大阪府咲洲庁舎43階（受付）

電話番号：06-6625-8662

ウ　　費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

（４）下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。**なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を全て削除すること。**

【応募時に必要な書類】

ア　応募申込書（様式２：原本1部）

イ　企画提案書等（仕様書Ⅲ「企画提案書の作成について」参照：原本1部、副本10部）

ウ　応募金額提案書（様式３：原本1部、副本10部）

エ　事業実績申告書（様式４：原本1部、副本10部）

オ　共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書（様式５：原本１部）

②共同企業体協定書（写し）（様式６：原本１部）

カ　誓約書（参加資格関係）（様式７：原本１部）

キ 持続可能性の確保に向けた取り組み状況について（チェックシート）（様式８：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

ク　定款又は寄付行為の写し（１部）（原本証明すること。）

ケ　①法人登記簿謄本（１部）

・法人の場合に提出すること。

・発行日から３カ月以内のもの。

　　　 ②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から3カ月以内のもの。

・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの。

　　　 ③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

・個人の場合に提出すること。

・発行日から3カ月以内のもの。

・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明。

コ　納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書

　　　　　 ・大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができる。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ　財務諸表の写し（１部：最近１カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

①貸借対照表

②損益計算書

③株主資本等変動計算書

シ　使用印鑑届（様式９：原本1部）

ス　印鑑証明書（原本1部）

セ　暴力団排除条例に基づく誓約書（様式10：原本1部）

ソ 持続可能性の確保に向けた誓約書（様式11：原本1部）

(３) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る提案者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。

(４) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(５) その他

ア　応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む。）。

　　　イ　応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれ1セットずつＡ４ファイルに綴って提出すること。

応募書類は電子媒体（CD－R等）での提出も行うこと。

　　　ウ　正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

　　　　＜記入例＞「2025年日本国際博覧会　災害時等対応マニュアル等策定支援業務」

提案書　株式会社○○（法人名）

　　　エ　書類提出後の差し替えは認めない。（協会が補正等を求める場合を除く。）

　　　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

1. **説明会**

　　実施しない。

1. **質問の受付**

（１）受付期間

公募開始日から2023年11月１日（水）17時まで

（２）提出方法

ア　電子メール（送信先：[kikikanri@expo2025.or.jp](mailto:kikikanri@expo2025.or.jp)）で受け付ける。

　　　　　　　　　※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会　災害時等対応マニュアル等策定支援業務」と明記し、質問内容を「質問票（様式12）」に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、ファクシミリによる質問は受け付けない。

イ　電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

　　　 　　※土曜日、日曜日を除く。10時から17時まで（12時から13時を除く。）

ウ　質問への回答は、2023年11月７日（火）までにメール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項が　　ある場合は、協会ホームページに掲載する。（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

1. **審査の方法**

(１) 審査方法

ア　下記(２)の審査基準に基づき、外部選定委員による審査を行い、最優秀提案者を決定する。

ただし、最高点が複数いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案者とする。

イ　審査は、書類審査にて行う。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しない。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

エ　最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審 査 項 目 | | 審 査 内 容 | 配 点 |
| 業務遂行能力 | | 万博における災害対策及び災害対応等を行う上で必要となる専門的な知見を有し、業務を遂行することが見込まれるか。 | 1５点 |
| 類似業務実績 | | 提案事業者及び責任者・担当者が下記いずれかの業務実績があり、ノウハウを有しているか。  ・国際博覧会における同種業務  ・国際的大規模イベントにおける同種業務  ・国内の大規模テーマパークや商業施設  ・上記と同規模かつ類似業務 | 1０点 |
| 提案内容 | 業務の  具体性 | 〇提案内容は、国内外スタッフが理解し易い内容となっているか。  〇会場の特性を踏まえたうえで、的確に災害対策、災害発生時の措置が示されているか。  〇提案内容に具体性があり、実現可能な提案となっているか。 | 2０点 |
| 業務の  有効性 | 本業務を検討する際、SDGｓや多様性への配慮を踏まえた内容となっているか。  また、費用対効果を考慮する事項が検討方針に示されているか。 | １５点 |
| 業務実施体制 | | 責任者及び担当者の役割分担等が具体的に示され、協会の要請に応じて即時の対応ができる体制となっており、本業務を確実に履行できる見込みがあるか。 | １０点 |
| 価格点 | | 〇価格点の算定式  満点（30点）ｘ提案価格のうち最低価格/自社の提案価格 | ３0点 |
| 合　計 | | | 100点 |

（２）審査基準

(３) 審査結果

ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページにおいて公表する。

　（<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>）

①最優秀提案者（名称・評価点・提案金額）

②全提案事業者の名称　※50音順

③全提案事業者の評価点　※得点順（応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない）

④最優秀提案者の選定理由　※講評ポイント

⑤選定委員会委員の氏名及び選任理由

(４) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、審査の対象から除外する。

ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　提案者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

1. **契約手続きについて**

(１) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Lightサービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。

(２) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。

(３) 契約金額の支払いについては、契約書に基づき、協会が成果物の検査を実施し、その検査に合格した場合、契約金額の範囲内で支払うこととする。

(４) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(５) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。

(６) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

(７) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）

(８) (７)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

①　契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

②　契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と履行保証契約を締結したとき。

③　契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を２回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

④　契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

⑤　国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

1. **持続可能性の確保**

（1）契約相手方は、法令の遵守、環境・人権・労働・公正な事業慣行や地域経済への配慮など幅広い

持続可能性の確保に向けた取組みを推進するとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう働きかけるものとする。

（2）契約相手方は、本契約の履行に際し、協会が別途定める「持続可能性に配慮した調達コード」（以下「調達コード」という。）の内容の理解に努め、これを遵守しなければならない。

（<https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sustainability/202307_sus_code.pdf>）

（3）契約相手方は、協会が契約相手方におけるサプライチェーンに対する調査・働きかけを含む調達コードの遵守に向けた取組状況について報告を求めるときは、開示・説明に努めるものとする。

（4）契約相手方は、協会が契約相手方による調達コードの遵守状況について協会による確認・モニタリング又は協会の指定する第三者による調査の受入れを求めるときは、これに協力するものとする。ただし、契約相手方が協力に支障のあることについて正当な理由を有するときは、この限りではない。

（5）協会が契約相手方による調達コードの不遵守を理由に改善措置を求めるときは、契約相手方は、改善に取り組み、その結果を協会に報告しなければならない。

1. **その他**

（1）提案の応募にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。

（2）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）等を遵守すること。

（3）本公募に係る応募提案手続きについて協会と参加者との間で用いる言語は、日本語とする。